

柏市羽黒台町会会則

第1章 総則

第1条 (目的)

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、町会内の安全、会員相互の交流・親睦を図り、以て、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員の親睦・交流・健康増進のための ①祭典の開催 ②文化行事の企画・参加 ③体育会の開催・参加 ④研修・保健衛生・福利厚生などの企画・実施及び諸官公所で開催される会議・研修会への参加 ⑤本会区域内にある会員・学校・企業などが開催する行事等への参加・協力
- (2) 生活環境の向上
- (3) 防犯・防火など町内の安全・安心対策
- (4) 諸管公所との交流・協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2条 (名称)

本会は、羽黒台町会と称する。

第3条 (区域)

本会の区域は、別図のとおりとする。

第4条 (主たる事務所)

本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

第2章 会員

第5条 (会員)

本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

第6条 (会費)

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

第7条 (入会)

第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出する。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

第8条 (退会等)

会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときには、その資格を喪失する。

第3章 役員

第9条 (役員の種類別)

本会に、次の役員(執行役員)を置く。本条以下の役員とは本条1項の(1)から(6)号及び3項の(1), (2), (5), (7), (8)号の部長並びに副部長をいう。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 2人
- (5) 理事 若干人
- (6) 相談役 若干人 (必要あると認めたとき)

2 本会は数地区に分ち班を設置する。班には班長並びに副班長を置く。

3 本会の目的を達成するために、専門委員会(部会)を設置し、部会長を置く。

- (1) 婦人部会
- (2) 広報部会
- (3) 二中部会
- (4) 親子部会
- (5) 防犯灯部会
- (6) 友の会
- (7) 民生部会(民生委員児童委員)
- (8) 健康増進部会(健康づくり推進委員)
- (9) その他

第10条 (役員を選任)

役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

3 班長並びに副班長は各班で選出し、通常総会で承認する。

4 部会長は部会員の互選により選出され、通常総会で承認する。ただし民生部会及び健康推進部会の部会長は会長の推薦により、通常総会で承認する。

第11条 (役員職務)

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行についての不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要あると認められるときは、総会の招集を請求すること。

第12条 (役員任期)

執行役員(9条1項の(1)号から(6)号)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された執行役員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 執行役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 班長並びに副班長の任期は1年とする。

5 専門部会の部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし民生部会及び健康推進部会の部会長は法令の定める委員の任期とする。

第4章 総会

第13条 (総会の種別)

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第14条 (総会の構成)

総会は、会員をもって構成する。

第15条 (総会の機能)

総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項を議決する。

第16条 (総会の開催)

通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上からの会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第17条 (総会の招集)

総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

第18条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会において出席した会員のなかから選出する。

第19条 (総会の定足数)

総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

第20条 (総会の議決)

総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 (会員の表決権)

会員は、総会において、各々1個の表決権を有する(個人単位)。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする(世帯単位)。

- (1) 会費
- (2) 前年度の事業報告と決算案内
- (3) 新年度の事業計画と予算の提案
- (4) 役員を選出
- (5) その他通常事項

第22条 (総会の書面表決等)

止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第23条 (総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び評決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

第24条 (役員会の構成)

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

第25条 (役員会の機能)

役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第26条 (役員会の招集)

役員会は、会長が必要と認めるときに召集する。

2 会長は役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第27条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第28条 (役員会の定足数等)

役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 班長会

第29条 (班長会の開催)

班長会を毎月1回程度開催する。

2 班長会は、役員会の決議を経て会長が招集する。

3 班長並びに副班長は各班の会員の親睦・互助の中心となり、本会目的の達成のため活動する。

第7章 資産及び会計

第30条 (資産の構成)

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

第31条 (資産の管理)

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第32条 (資産の処分)

本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

第33条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第34条 (事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、通常総会に提出し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第35条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

第36条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

第37条 (変更)

この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、柏市長の認可を受けなければ変更することはできない。

第38条 (解散)

本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。

- (1) 破産手続き開始の決定
- (2) 認可の取り消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたとき

2 総会の議決に基づいて解散する場合には、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第39条 (残余財産の処分)

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

第40条 (備付け帳簿及び書類)

本会の主たる事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

第41条 (委任)

この会則に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

附則

1 (施行期日)

この会則は、平成21年10月25日から施行する。

2 (旧会則の廃止)

羽黒台町会会則(昭和55年5月25日施行、一部改定済)は廃止する。

3 (経過措置)

この会則の施行の前日において羽黒台町会(旧会)の役員であるもの(第3条に定める区域に住所を有する者に限る)は、この会則の規定にかかわらず、その任期満了までの間、この会則による役員に選任されたものとみなす。

4 この会則の施行の前日において羽黒台町会(旧会)の会員である第3条に定める区域に住所を有する個人は、第7条第1項の規定にかかわらず、入会申込書の提出を要しないものとする。

5 この会則の運用に伴い、その他必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。